

令和6年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和6年3月27日(水)午前9時30分から正午まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第16号) 相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について(学校教育
部)

日程第 2 (議案第17号) 相模原市教育委員会事務局の職員の人事について(教育
局)

日程第 3 (議案第18号) 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一
部を改正する規則について(教育局)

日程第 4 (議案第19号) 相模原市子どものいじめに関する審議会規則の一部を改
正する規則について(学校教育部)

日程第 5 (議案第20号) 教育財産の公用廃止について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第 6 (報告第11号) 専決処分の報告について(学校教育課)

日程第 7 (報告第12号) 教職員研修の令和5年度実施状況及び令和6年度実施計
画について(教育センター)

日程第 8 (報告第13号) 相模原市指定文化財の指定に係る答申について(文化財
保護課)

出席者(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教育局長	高橋良明	学校給食・規模適正化 担当部長	有本秀美
学校教育部長	農上勝也	生涯学習部長	村田典久
教育局参事 兼教育総務室長	岩崎雅人	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛
教育総務室総括副主幹 (人事給与班)	角田直樹	教育局参事 兼学務課長	佐藤洋一
学校教育課長	三谷将史	学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	前島利広
学校教育部参事 兼学校施設課長	米山守	学校施設課総括副主幹 (計画班)	濱陽子
学校施設課総括副主幹 (機械設備班)	田中伸也	教育センター所長	奥津光郎
教育センター総括副主幹 (研究・研修班)	表木 誕	教育センター指導主事	室井 泉
生涯学習部参事 兼文化財保護課長	天野由美子	文化財保護課担当課長	堂園浩次
文化財保護課主任	齊藤真一		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原明伸	教育総務室主事	田中瑠菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と岩田委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程2、議案第17号、「相模原市教育委員会事務局の職員の人事について」、日程8、報告第13号、「相模原市指定文化財の指定に係る答申について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2、日程8については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について

渡邊教育長 はじめに、日程1、議案第16号、「相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第16号、相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、本計画を改訂いたしたく、提案させていただくものでございます。

関係資料1、相模原市学校施設長寿命化計画の改訂についてをご覧ください。

1、概要でございますが、本計画は、校舎、屋内運動場及び武道場の老朽化対策を推進し、学校施設に求められる機能及び教育環境における安全性・快適性の確保や役割に対応するため、財政負担の軽減及び平準化を図り、計画的な学校施設の改修又は建て替えを実施することを目的に、令和2年3月に策定いたしました。

本計画の進捗状況や学校を取り巻く環境の変化等に鑑み、令和6年度から9年度までにおける長寿命化改修等の対象となる学校施設を定めるため、本計画を改訂するものです。

2、計画の位置付けでございますが、本計画は、「相模原市公共施設等総合管理計画」、「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」や文部科学省の「インフラ長寿命化計画」に基づく、学校施設における個別施設計画として位置付けています。

3、計画期間につきましては、令和2年度から21年度までの20年間です。

4、主な改訂内容につきましては、令和2年度から5年度までの長寿命化改修等の実施実績や学校を取り巻く環境の変化等を反映し、令和6年度から9年度までの長寿命化改修等の対象となる学校施設について、年度別の対象施設及び事業費等を定めるものです。

具体的な対象施設につきましては、裏面の5、令和6年度から令和9年度までの対象リストをご覧ください。表の左から2列目、学校棟名に記載の各校舎等につきまして、表の右側、実施年度に記載の各年度に長寿命化工事等の実施を予定しています。

以上で、議案第16号、相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について、説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

岩田委員 最初の計画の際には入ってなかった学校が入ったということでしょうか。変わった点をお伺いできればと思います。

米山学校施設課長 関係資料2の11、12ページをご覧ください。コロナウイルス感染症対策のため、夏休み期間の短縮等により工事の進捗率が50%となっており、当初の計画どおりできなかった校舎を主に行い、そのほか、改築年度等も確認しながら、今回の6年度から9年度を決めさせていただきました。

白石委員 長寿命化改修と大規模改造の違いを教えてください。

米山学校施設課長 関係資料2の7ページをご覧ください。

長寿命化改修は、建築物を全面的に改修し、躯体の長寿命化や建築物の耐久性を高めることを目的としており、大規模改造については、経年により通常発生する建築物の損傷、機能低下に対する復旧措置を行う改修となっております。

白石委員 規模感でいうと大規模な工事となるのは長寿命化改修ということでしょうか。

米山学校施設課長 そのとおりです。

小泉教育長職務代理者 長寿命化計画というのは、横浜市や川崎市も同じスタイルで行っているのでしょうか。

米山学校施設課長 長寿命化計画に基づいている場合、国庫補助を受けられるため、他市も同様の対応をしています。

渡邊教育長 ほかに何かご質問等、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第16号、「相模原市学校施設長寿命化計画の改訂について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に日程2、議案第18号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

岩崎教育総務室長 議案第18号について、ご説明申し上げます。

本議案は、新たな職を設置するための規定の追加をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の内容につきましては、議案第18号関係資料をご覧くださいと存じます。

はじめに、1、設置の目的についてでございます。

60歳到達年度末の級が9級、局長級又は8級、部長級の職員の配置について、元局部長としての高度な知識・経験を、特定課題への対応等の職務において、より生かすことを目的としております。

2、職務の例としましては、特定課題に関する企画・立案・折衝・調整、他職員へのサポートなどを行うものです。

3、職名等についてですが、職名を「調整官」、級は5級、副主幹級とするものです。

議案第18号にお戻りください。施行期日についてですが、令和6年4月1日とするも

のです。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 教育委員会内の話だけではないと思われるのですが、市全体としてこの職がどのような規模で配置されるのか、任期はあるのか、また、教育委員会としてはどの分野に配置するのでしょうか。

岩崎教育総務室長 調整官の配置についてですが、市全体で6名を予定しており、具体的には危機管理局、生活福祉部、保健衛生部、環境経済局、まちづくり推進部、教育局でございます。調整官として配置される期間については、1年となっております。

教育局としては、教職員コンプライアンス推進担当の調整官として、鈴木忠勝が配置予定となっております。鈴木忠勝につきましては、コンプライアンス推進課長を以前経験しているため、その経験を生かし、学校現場におけるコンプライアンス推進体制の強化を目的に配置されます。

白石委員 教育局の調整官の席はどこに置かれるのでしょうか。また、参与の職については、今後どのようになるのでしょうか。

岩崎教育総務室長 座席につきましては、教育局付けの配置のため、局長に近い席を考えております。参与については、後任は特にいないため、職としては設置するものの、4月以降の配置はないという形で進めさせていただきます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

議案第18号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

相模原市子どものいじめに関する審議会規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 次に、日程4、議案第19号、「相模原市子どものいじめに関する審議会規

則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第19号、相模原市子どものいじめに関する審議会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的とし、平成26年に設置いたしました。

本審議会は、発足当時から、市内小中学校だけでなく、市の関係機関や教育委員会が一体となって、いじめの現状や実態の分析やいじめ防止等のための取組の有効な対策等に向けた取組を行ってまいりましたが、設置から10年が経過した中で、近年、全国的にも、また、本市においても増加傾向にあるいじめ問題について検討した結果、文部科学省が発出している「いじめの防止等のための基本的な方針」においても、委員については、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要である。」と示されていることから、本市としても、いじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処の取組に対して、専門的な知識を有する委員の更なる参画を図る必要があると捉え、今回新たに、医師、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者の3名を追加するものです。

また、現在委員としてお力添えいただいている市立学校の校長の代表につきましては、委員から削り、第5条において、市立学校の校長の代表者の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとします。

ただし、議事の内容によりその出席を要しないと認める場合は、この限りでないこととし、今後は、直接児童生徒に関わるいじめ防止等の取組を実施する立場として、出席していただくものです。

以上、ご説明させていただきました。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いします。
小泉教育長職務代理者 市立学校の校長の代表者については、基本的に参加するのでしょうか。また、内容によって出席を要しないということですが、出席しない場合の具体例はありますか。

三谷学校教育課長 市立学校の校長の代表者については、意見又は説明を聞くものとして

いるため、基本的には出席していただきます。

出席しない場合の具体例は現段階では想定しておりませんが、校長がいない中で審議をしたいということを委員全員が求めた場合等については、検討いたします。

宇田川委員 子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者として、どのような職や経験をお持ちの方をイメージしているのでしょうか。

三谷学校教育課長 具体的には心理士を想定しております。

白石委員 市立学校の校長の代表が会議に出席するとお伺いしましたが、いじめがあった当該校の校長等も含まれてくるのでしょうか。

三谷学校教育課長 現在進行形のいじめの対策・対応については、調査委員会が行うとなっているため、現在いじめが起きている学校の校長を呼ぶということはありません。

渡邊教育長 どういう学校の校長を呼ぶことを想定しているのでしょうか。

三谷学校教育課長 校長会から代表として出していただくことにはなりますが、いじめの対応に関わってこられた校長、また、児童生徒指導に取り組まれてきた校長をお呼びする予定です。

平岩委員 市立学校の校長の代表は、都度変わるのか、1年間同じ方なのかどちらでしょうか。

三谷学校教育課長 基本的には年度ごとに決めさせていただきます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

議案第19号、「相模原市子どものいじめに関する審議会規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・10:12～10:20)

教育財産の公用廃止について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程 5、議案第 20 号、「教育財産の公用廃止について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第 20 号、教育財産の公用廃止について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、教育財産の公用廃止をいたしたく、提案させていただくものでございます。

本件は、義務教育学校として市立鳥屋学園を設置したことに伴い、廃止となった旧鳥屋小学校の敷地の一部及び建物の公用を廃止するものでございます。

公用廃止物件の概要について、ご説明申し上げます。

名称は旧鳥屋小学校、位置は、相模原市緑区鳥屋 1 3 2 1 番地 3、敷地面積につきましては、11,322 m²、建物は、鉄筋コンクリート造 3 階建の校舎等、延べ床面積については、3,665 m²でございます。

また、公用廃止の期日につきましては、令和 6 年 3 月 31 日でございます。

なお、案内図につきましては、次ページをご参照ください。

最終ページの配置図をご覧ください。

配置図内の校舎の右側でございます。網掛け部分の「岩石園」につきましては、鳥屋学園が学習教材として引き続き使用するため、教育財産として残す土地でございます。

また、配置図内の校庭の下側でございます網掛け部分につきましても、プールや駐車スペースがあり、教育財産として残す土地でございます。

以上で議案第 20 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

白石委員 鳥屋小学校のグラウンドや体育館は、現在も地域の方が使っているのでしょうか。

佐藤学務課長 現在は使われていない状況になります。今後の活用については、津久井まちづくりセンターが地域と調整し、利活用していくということになります。

白石委員 今後地域の方々には使用できなくなるのでしょうか。

佐藤学務課長 地域と市長部局で調整しており、リニアの車両基地の建設工事が行われるため、JR 東海へ暫定的に校舎、校庭をお貸しするという方向で調整をしているところと

承知しています。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

議案第20号、「教育財産の公用廃止について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

専決処分の報告について

渡邊教育長 次に、日程6、報告第11号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 報告第11号についてご説明申し上げます。

市立中学校の管理下に生じた事故に係る損害賠償額の決定について、報告するものでございます。

お手元の資料、2枚目、「専決処分書」の裏面をご覧ください。

事故の状況についてでございますが、令和5年11月21日午後4時40分頃、相模原市南区内の市立中学校敷地内正門付近において、生徒が課外活動でバスケットボールをしていた際、正門から飛び出したボールに、隣接する市道を走行していた原動機付自転車が乗り上げ転倒し、当該原動機付自転車等を破損させたほか、乗車していた被害者に怪我を負わせたものでございます。

本市の責任割合につきましては、記載のとおり90パーセント、損害賠償額につきましては、本件事故で負った怪我の治療費、破損した原動機付自転車の買い替えに係る費用などの合計額として、330,368円でございます。

表の下段をご覧ください。再発防止策といたしまして、本件事故について全職員に共有し、注意喚起を図ったほか、全部活動に対し、正門付近でボールを使った練習を行わないよう指導いたしました。

また、全学級に対し、正門付近でのボール使用を禁止する旨、周知いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 学校では、正門で盛んに部活動が行われていたのでしょうか。また、責任割合が90%ということですが、こういったことでしょうか。

三谷学校教育課長 部活動の練習については、体育館が使えないときには正門付近で活動することはこれまでもあったようです。ただ、門が開いていたというのが、今回の1つの原因でした。

過失割合については、過去の同様事故を参考に、本事故における諸状況を加味しております。

小泉教育長職務代理者 正門付近での練習は認められているのでしょうか。

三谷学校教育課長 正門付近は、活動することを想定した作りにはなっていませんが、今まで活動で使用しておりました。そのため、今後は正門付近ではボールを使用しないよう指導いたしました。

平岩委員 本来活動場所ではないと思うのですが、ほかの学校でも割とあるのだと思います。正門付近でのボールの使用を禁止する前に、別の対策も考えていただきたいと思います。

三谷学校教育課長 事故発生当日なのですけれども、顧問が生徒に対し、練習場所や練習内容を指示しておりました。その中で正門付近を指定し、怪我や事故に気を付けるよう注意喚起をしていたものの、顧問が不在時に事故が起きてしまったところです。

場所については、各学校が工夫して行っているところではありますが、より安全な場所で活動できるよう指導してまいります。

平岩委員 再発防止策を考える際に、なんでも禁止としないよう、検討していただきたいと思います。

岩田委員 顧問が正門前で練習するよう指示したということですが、ほかのスペースがあまりないということでしょうか。

三谷学校教育課長 ドリブル練習を行うために、校庭ではなく、コンクリートになっている正門前を指示したということでした。今後は、体育館を交代で使えるよう、調整をしていきます。

宇田川委員 事故があったら禁止としてしまうのは、違うのかなと思っています。条件のいい正門付近を使っていたのであれば、どうしたら安全に使うことができるのかというの

を考えるとというのも大事であると考えます。

小泉教育長職務代理者 当該生徒に対するケアはどのようになっているのでしょうか。

三谷学校教育課長 当該生徒に対するケアとしては、スクールカウンセラーを案内したものの、相談には至らなかったとのこと。被害者の方も生徒が悪いのではないとおっしゃっていただいております。生徒に対するプレッシャーはないわけではなかったと思いますが、周りの生徒から責められることも特にありませんでした。

渡邊教育長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件については終了いたします。

教職員研修の令和5年度実施状況及び令和6年度実施計画について

渡邊教育長 次に、日程7、報告第12号、「教職員研修の令和5年度実施状況及び令和6年度実施計画について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥津教育センター所長 報告第12号、教職員研修の令和5年度実施状況及び令和6年度実施計画について、ご説明いたします。

関係資料1-1、「令和5年度教職員研修の実施状況について」をご覧ください。

中段、2の(1)「実施講座回数と受講者数」でございますが、今年度は3月末見込みで272回の講座を実施し、延べ約18,000人が受講しております。

今年度は、研修の狙いに沿って研修形態を検討し、実施しました。また、キャリアステージ研修では、研修を受講できなかった受講者に対し、動画等を活用し代替研修を実施しました。

1枚おめくりいただき、関係資料1-2、「令和5年度教職員研修における各研修の重点及び成果と課題」をご覧ください。こちらは、今年度の研修について整理し、一覧にしたものでございます。

2枚おめくりいただき、関係資料2-1、「令和5年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート(まとめ)」をご覧ください。

こちらは、校長を対象として、主に「この方向でよい」、「再度の検討が必要」、「わからない」の3つから選ぶ方式を用いて実施したアンケート結果をグラフにまとめたものでございます。

質問1「人材育成につながる人材育成指標、振り返りシートの効果的な活用の推進について」は、おおむね、方向性について、「この方向でよい」と回答をいただいておりますが、質問3「研修の実施形態について」は、9.5%の割合で検討が必要であるとの回答もございます。

続いて、1枚おめくりいただき、関係資料2-2、「令和5年度教育センター研究・研修事業に関するアンケート（記述部分抜粋）」をご覧ください。

こちらは、自由記述欄から、主だった意見をまとめたものでございます。

意見が多かったものや成果や課題につながる箇所には、下線が引いてあります。

総じて申し上げますと、成果として挙げられているものとしたしましては、「研修内容や講師はタイムリーで、学校のニーズに対応している」、「1～3年目の職員が授業をすることを楽しいと感じ始めている。当該教員に寄り添った指導ありがたい」や、学校訪問支援研修について、「授業改善に向けた意識改革により機会となっている」等の感想をいただいております。

一方、課題として挙げられているものとしたしましては、研修の実施形態について、「欠員がある状況である。更にオンラインやハイブリッドも取り入れてほしい」等の意見がございました。

2枚おめくりいただき、関係資料3、「令和5年度の主な成果と課題」をご覧ください。

特に成果や課題と捉えているところに下線が引いてあります。

令和5年度の主な成果といたしまして、4点挙げております。

人材育成指標について、各キャリアステージ研修で受講者と共有し、周知が図られたことは成果であると考えます。また、校長を対象にした学校アンケートの結果より、人材育成指標、振り返りシートの活用について、理解が進んできたと捉えています。

本市が掲げる「スタートとゴールを意識した授業改善」については、単元や題材で身に付けさせたい力を明確にした上で、子どもの実態を把握し、授業改善を行う受講者の姿が多く見られました。そのことから、「スタートとゴールを意識した授業改善」の理解が進んでいると捉えています。これは、初任者から3年次までの基礎形成期において、グループ担当や教科担当の指導主事が少人数で関わりながら研修を行ってきた成果だと考えます。

令和5年度の主な課題といたしまして、3点挙げております。

一人ひとりの教職員が主体的に学び続けることができるよう、人材育成指標やそれに基づく「振り返りシート」、「受講履歴（Myアール）」を意図的・計画的に活用する必要

があると考えています。

また、特別支援教育や人権・福祉教育、情報教育等、学校のニーズに合わせて研修を計画し、自ら必要な研修を受講することができるよう選択研修を増やし研修を実施していく必要があると考えております。

続いて、1枚おめくりいただき、関係資料4、「令和6年度教職員研修の実施計画について」をご覧ください。

受講者の振り返りと校長へのアンケート、令和5年度の成果と課題を踏まえ、令和6年度の研修を計画いたしました。

1、令和6年度の方向性としましては、人材育成指標を活用した教師力向上に向けた研修の充実に向けて、次の5点を重点として、取組を進めてまいります。

(1)人材育成指標とそれに基づく振り返りシートや「Myアール」の効果的な活用、(2)スタートとゴールを意識した授業改善の推進、(3)初任者から3年次までの研修における指導主事の支援、(4)選択研修・オンライン研修の充実、(5)今日的な教育課題に対応した研修の実施です。

(1)人材育成指標とそれに基づく振り返りシートや受講履歴「Myアール」の効果的な活用については、人材育成指標やそれに基づく振り返りシート等を用いることで、個々の教員が自身の強みや立ち位置を俯瞰して捉え、伸ばしたいところや課題を把握できます。それを基に、自身の強みを伸ばしたり課題を克服したりするために、それぞれの目標に沿って受講できる選択研修を計画・実施していきます。そして、管理職との連携を図り、主体的に学び続けることができるよう支援していきたいと考えています。また、各研修が人材育成指標に示されているどの力を身に付ける研修なのかを受講者と確認し、「めざす力」を意識した研修を実施していきます。

続いて、(5)今日的な教育課題に対応した研修の実施では、今日的な教育課題を踏まえ、支援教育や人権・福祉教育、情報教育等、研修内容を検討し、研修を実施していきます。

そのほかの項目は、記載のとおりでございます。

続いて、中段の2、令和6年度教職員研修概要をご覧ください。

昨年度に引き続き、(1)めざす教員像の、「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教員の実現」に向け、教員に求められる資質・能力を「教職の素養」、「マネジメント」、「子ども理解・学級づくり」、「授業づくり」の4つのカテゴリーに分け、それぞれに対

して、「教育職としての本質に迫る力」など、めざす力を設定して、研修を実施してまいります。研修講座については、お示ししているA～Eのとおりでございます。

3、令和6年度研修実施形態・講座回数(予定)をご覧ください。来年度は、合計285回の講座を開催する予定でございます。研修形態の内訳については、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただき、関係資料5、「令和6年度教職員研修体系」をご覧ください。こちらは、研修講座を種類別に整理し、一覧にしたものでございます。

以上の研修計画に基づき、来年度も、本市教職員の育成に努めてまいります。

よろしく願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 振り返りシートとMyアールについて、もう少し詳しく教えてください。

奥津教育センター所長 振り返りシートですが、研修受講後に必ず記載いただくシートになります。Myアールについては、本市独自でシステムを構築しまして、振り返りをした記述の内容がクラウド上に保存され、本人、教育委員会、管理職が閲覧できるシステムとなります。どのような研修内容を受講したのか、円グラフで分かるものです。また、それぞれが研修を受講後、定期的に人材育成指標を更に具体化した項目によりセルフチェックをすると、レーダーチャートとなり一目で分かるようになっております。

岩田委員 具体化した項目の一例を教えてください。

表木教育センター総括副主幹 項目の具体例として、専門性を高める授業力については、指導案で目標を設定することができるかという項目があり、それに対して3段階で評価をするものとなっています。

岩田委員 どのような指標で評価をしているのでしょうか。

奥津教育センター所長 何をもってできたとするのかというのはあくまでも自己評価となっているため、1年目、2年目で最高評価である3段階の3を付けていたものの、数年後に2に下がるということもございます。このセルフチェックでは、自分の立ち位置をどう俯瞰して捉えていくのが大切であり、自分の中に落とし込んでいく機会を研修の中で作っていきたいと考えております。

宇田川委員 振り返りシートやMyアールを使用し、教員自身の強みや立ち位置を俯瞰し

て捉え、伸ばしたいところや課題を把握できるようにしていくと書かれており、把握ができるという点が要になってくるのだと思いますが、セルフチェックだけだと個人の考えのみになりリスクがあるため、対話等を含めると新たに気付けるものもあると思います。

奥津教育センター所長 教育センターでも、自身だけでは気付けない部分が大事になると考えており、Myアールは学校管理職と教育センターと本人で共有できるようになっておりますので、学期初めの面談等で活用していただけるようお伝えしているところです。

小泉教育長職務代理者 やはりOJTが大事だと思います。教育センターで行うのは、たたき台で、実際は各先生に合った支援を行っていくのは管理職の仕事だと思うので、管理職の資質能力の向上に力を入れていただければと思います。

平岩委員 令和6年度の実施計画の最後に講座回数の予定が書かれていますが、受講者数についてはいかがでしょうか。

奥津教育センター所長 何人という想定の数人は決めておりませんが、昨年度よりも増やすことができるよう努めてまいります。

渡邊教育長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件については終了いたします。

それでは、前回定例会議後の私の活動状況等について、ご報告をいたします。

2月18日に行われた相模原市PTA大会では、成り手不足により活動に苦労されているということもあり、新たなPTA活動のあり方を考える機会となりました。

同日、スポーツ協会主催の表彰式があり、学生50名、優秀団体13団体に対し、表彰がありました。

2月25日、陸上競技協会主催の小学生駅伝大会に出席いたしました。

3月3日、第44回民族芸能大会が行われ、民族芸能の継承が課題となっているところですが、地域の方々やボランティアの方の支えで活動が維持されており、今後更に発展していくよう、行政としても支えていくことが必要だと感じました。

同日、市立博物館が宇宙フェスタさがみはらとして、様々な事業を開催し、その中でも坂井プロジェクトマネージャーにお越しいただいた座談会に出席いたしました。

3月10日、さがみ風っ子教師塾卒塾式が行われ、今年度は26名を送り出すことができました。

そのほか、2月から3月にかけて公民館まつりが行われ、地域の活動が再開しているこ

とを拝見いたしました。

それでは、次回の会議予定日を確認いたします。次回は、4月24日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の会議は、4月24日、水曜日、午前9時30分から開催予定といたします。

ここで休憩いたします。再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

11時15分、再開といたします。

(休憩・11:06～11:15)

相模原市指定文化財の指定に係る答申について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程8、報告第13号、「相模原市指定文化財の指定に係る答申について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

天野文化財保護課長 報告第13号、相模原市指定文化財の指定に係る答申について、ご説明申し上げます。

本報告は、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例の規定により、新たに2件の文化財を相模原市指定文化財に指定することについて、相模原市文化財保護審議会からの答申を受けたことから、報告するものでございます。

経過でございますが、令和5年8月18日に開催した文化財保護審議会において、市指定候補計2件が選定され、教育委員会からの11月8日の諮問に対し、審議会から令和6年2月22日に答申をいただきましたことから、ご報告するものでございます。

別紙答申書にございますとおり、その内容は妥当であると判断し、指定するに差し支えないものとの答申を受けたものでございます。

続きまして、文化財の概略につきまして説明申し上げます。

参考資料1ページにございます表をご覧ください。

本件は審議会への諮問に当たり、10月の教育委員会においてご説明させていただいたところでございますが、今回答申を受けました文化財は、1件目の名称は、紙本著色飯縄権現像で、有形文化財の絵画でございます。

2 件目の名称は、小原日天社の鰐口で、有形文化財の工艺品でございます。

いずれも 1 点で、所有者は市内在住の個人です。

なお、紙本著色飯縄権現像につきましては諮問時点のものとなっておりますが、所有者からの寄託により、現在は相模原市立博物館所在となっております。

2 ページをご覧ください。

はじめに、紙本著色飯縄権現像でございますが、今から 400～500 年ほど前の室町時代に描かれたとされる絵画です。

中段にございます提案理由でございます。

こちらは諮問時の提案理由となっておりますが、指定するに差し支えないとの答申を頂いておりますので、今回は指定理由と読み替えていただきたいと存じます。

ふたつの候補はいずれも中世に遡る、市域でも貴重な歴史遺産であり、今後の適切な継承が望まれるものとなっております。

紙本著色飯縄権現像は、中世の津久井地域における飯縄信仰を具体的に示すもので、地域の歴史や文化を理解するに当たり貴重な作例であります。

また、中世に遡る飯縄権現像は、県内をみても国・県指定のものはなく、その存在は県下のみならず広域でも極めて稀であり、文化財絵画として重要な存在といえます。

恐れ入りますが、4 ページをご覧ください。

小原日天社の鰐口でございます。

概要としまして、鰐口は神社の拝殿や仏堂の長押などに懸け、手前に下げられた縄を振って鳴らす楽器の一つです。

中段の提案理由でございますが、小原日天社の鰐口は、中世の津久井地域における神仏信仰と鰐口の流通を具体的に示すもので、地域の歴史や文化を理解するに当たり貴重な作例であります。

今回、文化財保護審議会からの答申を受け、これらを市指定有形文化財に指定し、今後の適切な保護措置を図ってまいりたいと存じます。

最後に、6 ページをご覧ください。

令和 5 年 3 月 31 日現在の本市における「指定・登録文化財数の内訳」でございます。

今回、答申を受けました 2 件を指定することにより、市の指定文化財は 67 件となります。

以上で、報告第 13 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

白石委員 小原日天社の鰐口について、厚さが8.6cmということですが、どのような形状なのでしょう。

齊藤文化財保護課主任 形状としては、鈴のように下に切り込みが入っており、縄につるし、それ自身を当てて共鳴させるようなものになっております。

岩田委員 飯縄権現像は、博物館で保管し、小原日天社の鰐口は個人所有とのことでしたが、保存状況等については、教育委員会から指示するのでしょうか。

天野文化財保護課長 個人で所有している方については、年間で2万円の奨励金をお支払いしており、修理をした場合もかかった費用の半分をお支払いしております。

齊藤文化財保護課主任 個人が所持する文化財の適切な保管については、指定に当たりご説明申し上げております。保管状況等もこちらで確認をさせていただいており、鰐口については、既に現状の保管状況で問題がないと判断しております。

渡邊教育長 指定の文化財については、年に1度ほど確認等はしているのでしょうか。

天野文化財保護課長 文化財調査・普及員というボランティアが、市内文化財のパトロールをしており、その中で何かあれば、報告してもらっています。

渡邊教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

では、ほかにございませんので、この件は終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・11:28～11:30)

相模原市教育委員会事務局の職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

渡邊教育長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

正午 閉会